

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月26日

【会社名】 ポート株式会社

【英訳名】 PORT INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 春日 博文

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 245,355,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年6月26日付で第12期有価証券報告書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）を関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2023年6月16日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書を組込情報とし、併せてこれらに関連する事項を訂正するための有価証券届出書の訂正報告書を提出するものであります。

また、2023年6月23日開催の当社第12期定時株主総会において定款の一部変更が決議されましたので、2023年6月16日に提出した有価証券届出書の添付書類である定款について、当該添付書類を差し替えるために、変更後の定款を添付いたします。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

（添付書類の差替え）

2023年6月23日開催の当社第12期定時株主総会において定款の一部を変更したことに伴い、有価証券届出書に添付していた定款を当該変更後の定款に差し替えます。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線____を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第11期)及び四半期報告書(第12期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」)といたします。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日(2022年6月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2023年6月16日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2022年6月24日)以降、本有価証券届出書の提出日(2023年6月16日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年6月24日提出)

1. 提出理由

当社は、2022年6月23日開催の定時株主総会(以下「本総会」)といたします。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、株主総会資料の電子提供制度に備えた変更、事業目的の追加に係る規定の新設、削除、その他各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、春日博文、丸山侑佑の2名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、馬淵邦美、富岡大悟、伊田愛久美の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	75,348	384	0	(注)1	可決 99.0
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件				(注)2	
春日 博文	75,263	497	0		可決 98.9
丸山 侑佑	75,278	482	0		可決 98.9
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2	
馬淵 邦美	75,323	447	0		可決 98.9
富岡 大悟	75,374	396	0		可決 99.0
伊田 愛久美	75,378	392	0		可決 99.0
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	65,485	10,285	0	(注)2	可決 86.0
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	75,070	700	0	(注)2	可決 98.6

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2023年2月21日提出)

1 提出理由

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、当社のフリーランス支援事業(以下「本件事業」という)に関する権利義務を、会社分割(簡易新設分割)により設立する当社の100%子会社ポートエンジニアリング株式会社(以下、「新設会社」という)に承継させること(以下、「本件分割」という)を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府布令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本件分割の目的

当社は、成約支援事業として新卒層、若年層の未就業、未経験に特化した人材支援サービスを展開し、著しい成長を実現しておりますが、2018年1月より新規事業として、企業に開発人材リソースを提供するITフリーランス人材支援事業を開始しております。新卒層、若年層向けの人材支援サービスにおいては、今後も更なるシェア拡大が大きく見込める状況ではありますが、ITエンジニアについてもニーズは非常に強くあり、また当社の強みを活かすこともできることから、シェア拡大の余地も大きく見込める対象サービスではあります。

現在、未就業、未経験の新卒、若年層向けの人材支援サービスの成長が非常に著しいことから、経営リソースも新卒、若年層向けに集中して投下しております。しかしながら、ITエンジニア市場についても拡大可能性は大きいと見込めるため、将来的な当社の主力事業に育成させるべく、今回の会社分割による子会社化を通じて、来期より子会社として独立採算を確保できる組織体制とし、その中でリソースを投下し、迅速な意思決定および機動的な事業運営を進め、拡大を図っていくことが最適と判断し、本件分割を決定しました。

(2) 本件分割の方法、本件分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

本件分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割(簡易分割)であり、新設会社は当社の100%子会社となる予定であります。なお、本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割の要件を満たすため、株主総会による新設分割計画の承認を得ることなく行います。

本件分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式3,000株を発行し、その全てを当社に割当交付します。

その他の新設分割計画の内容

当社が2023年2月21日開催の取締役会で承認した新設分割計画は、後記のとおりであります。

(3) 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(4) 本件分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

名称	ポートエンジニアリング株式会社
所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 後藤 拓夢
資本金	20百万円
純資産の額	56百万円
総資産の額	110百万円
事業の内容	フリーランス支援事業

3. 最近の業績の概要

2023年3月期 第4四半期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載されている第12期第4四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)連結財務諸表は、以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	3,962	3,872
営業債権及びその他の債権	1,506	1,745
その他の金融資産	291	46
その他の流動資産	117	208
流動資産合計	5,878	5,872
非流動資産		
有形固定資産	63	316
使用権資産	345	687
のれん	3,337	3,399
無形資産	443	607
その他の金融資産	156	438
繰延税金資産	94	111
その他の非流動資産	2	1
非流動資産合計	4,443	5,562
資産合計	10,322	11,435

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	109	150
社債及び借入金	1,024	1,055
引当金	-	3
その他の金融負債	1,082	924
未払法人所得税等	345	313
契約負債	28	40
リース負債	116	164
返金負債	16	30
その他の流動負債	337	339
流動負債合計	3,060	3,023
非流動負債		
社債及び借入金	3,908	3,647
引当金	28	98
リース負債	231	559
繰延税金負債	104	87
非流動負債合計	4,274	4,392
負債合計	7,335	7,415
資本		
資本金	934	944
資本剰余金	918	941
利益剰余金	1,119	2,193
自己株式	599	800
その他の資本の構成要素	4	37
親会社の所有者に帰属する 持分合計	2,367	3,242
非支配持分	619	776
資本合計	2,986	4,019
負債及び資本合計	10,322	11,435

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上収益	6,994	11,364
売上原価	1,333	2,020
売上総利益	5,660	9,343
販売費及び一般管理費	5,111	7,613
その他の収益	76	64
その他の費用	25	95
営業利益	599	1,699
金融収益	7	11
金融費用	42	51
税引前当期利益	564	1,658
法人所得税費用	199	426
当期利益	365	1,232
当期利益の帰属		
親会社の所有者	332	1,074
非支配持分	32	157
当期利益	365	1,232
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28.13	93.06

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益	365	1,232
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産	0	33
その他の包括利益合計	0	33
当期包括利益	364	1,198
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	331	1,041
非支配持分	32	157
当期包括利益	364	1,198

(3) 連結持分変動計算書

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高	827	807	791	399	3	3	2,022	-	2,022
当期利益	-	-	332	-	-	-	332	-	332
その他の包括利益	-	-	-	-	0	0	0	-	0
当期包括利益合計	-	-	332	-	0	0	331	-	331
株式報酬	-	3	-	-	-	-	3	-	3
新株の発行	107	107	-	-	-	-	214	-	214
自己株式の取得	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動	-	-	5	-	-	-	5	619	614
所有者との取引額合計	107	110	5	200	-	-	13	619	632
期末残高	934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高	934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986
当期利益	-	-	1,074	-	-	-	1,074	157	1,232
その他の包括利益	-	-	-	-	33	33	33	-	33
当期包括利益合計	-	-	1,074	-	33	33	1,041	157	1,198
株式報酬	-	13	-	-	-	-	13	-	13
新株の発行	10	10	-	-	-	-	20	-	20
自己株式の取得	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	10	23	-	200	-	-	166	-	166
期末残高	944	941	2,193	800	37	37	3,242	776	4,019

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	564	1,658
減価償却費及び償却費	206	299
金融収益及び金融費用	34	40
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)	414	244
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)	87	235
その他	333	76
小計	638	1,913
利息の支払額	27	38
法人所得税等の支払額	2	534
営業活動によるキャッシュ・フロー	614	1,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	43	309
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形資産の取得による支出	29	160
投資有価証券の取得による支出	19	221
事業譲受による支出	13	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	360	-
定期預金の払戻による収入	-	250
敷金の預入による支出	-	119
敷金の返還による収入	-	59
その他	2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	469	507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50	-
短期借入金の返済による支出	75	25
長期借入れによる収入	2,536	491
長期借入金の返済による支出	556	861
リース負債の返済による支出	106	130
社債の発行による収入	-	295
社債の償還による支出	155	160
株式の発行による収入	199	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	14	20
割賦未払金の返済による支出	300	350
自己株式の取得による支出	200	201
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,406	921
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,551	89
現金及び現金同等物の期首残高	2,411	3,962
現金及び現金同等物の期末残高	3,962	3,872

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	332	1,074
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	332	1,074
期中平均普通株式数(株)	11,451,124	11,130,078
普通株式増加数		
新株予約権(株)	367,467	418,868
希薄化後の期中平均株式数(株)	11,818,591	11,548,946
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28.13	93.06
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり 当期利益の計算に含めなかった金融商品	第6回新株予約権	-

(重要な後発事象)

(子会社の取得、第三者割当による自己株式の処分、資金の借入)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、電力・ガス事業者向けの成約支援サービス、業務支援サービスを運営する株式会社Five Line(以下「Five Line社」といいます。)の発行済株式の一部を取得(以下「本株式取得」といいます。)し子会社化すること(以下「本子会社化」といいます。)、また、Five Line社の株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うこと、並びに資金の借入れを行うことについて決議しました。

. 株式取得

1. 本株式取得の理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。販促支援サービスではエネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しております。

当社は2022年3月期第4四半期より、Five Line社の子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営しております。2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、当社事業は善戦し、電力成約件数で年間16.7万件の規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。

エネルギー市場の外部環境については、依然として不透明な状況もございますが、各地域電力事業者が一般家庭料金の規制料金の値上げを2023年6月以降の予定とし、関係省庁と調整を進めていることや、資源価格高騰、為替円安状況についても前年度と比較すると一定程度の落ち着きもあり、電力事業者の新規顧客獲得スタンスの改善も見込まれてくる状況となっております。

Five Line社は大阪に本社を置き、エネルギー領域において電力・ガス事業者向けの成約支援、業務支援を行っております。Webマーケティングを通じたユーザー集客に強みを持つFive Line社に対し、リアル販路に強みを有しており、全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であり、電力成約件数年間約11.2万件の規模となります。

本子会社化による効果として、電力・ガス事業者への当社グループとしての成約支援総数が大幅に増加し、エネルギー領域におけるプレゼンスが高まることや、価格交渉力においても優位性が生まれることで、さらなるWebマーケティング、パートナー戦略が推進され、ユーザー集客数の増加を見込んでおります。また、Five Line社は電力のみの成約でなく、ガス等の付帯率が高いことや、各サービスにおけるストック収益も大きく積み上げており、当社グループのストック収益強化においても大きな貢献が期待できます。

当社は、本日(5月12日)開示の中期経営計画の通り、販促支援サービスエネルギー領域を当社の主力事業として成長拡大を更に加速させ、当社グループで早期に年間50万件の電力・ガス等の総成約件数、売上収益100億円突破を目指すべく本子会社化を決定いたしました。

上記の達成に向けて、先述のシナジー効果の発揮やオーガニック成長に加えて、ロールアップM&A戦略を主力の成長戦略とし、今後も積極的な展開を図って参ります。

2. 異動する子会社の概要

株式会社Five Line

3. 本株式取得の相手先の概要

眞鍋 日佐志(株式会社Five Line 代表取締役)

4. 本株式取得の方法

当社は、Five Line社の発行済株式の60%にあたる3,000株のうち、本自己株式処分により200百万円相当分を取得、差分を現金により取得し、これらによりFive Line社を子会社化する予定です。

5. 日程

取締役会決議日	2023年5月12日
契約締結日	2023年5月12日
株式譲渡実行日	2023年7月3日

． 第三者割当による自己株式処分

1． 処分の概要

処分期日	2023年7月4日
処分株式数	109,400株
処分価額	1株につき1,828円
処分価額の総額	199,983,200円
処分又は割当方法	第三者割当
処分子定先	眞鍋 日佐志
その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届け出の効力発生を前提としております。

2． 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、Five Line社の株式取得の一環として実施するものであり、Five Line社のノウハウやスキルは当社にとって最適であり大きな潜在価値を認め、代表者の眞鍋 日佐志氏も引き続き経営に携わるという前提で、当社株式を現物出資で交付するという提案を交渉過程で行い合意いたしました。

当社は、本件買収に際して、当社保有の自己株式(平均取得価額798円)を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、買収後の当社グループの企業価値の向上を目指すうえで、本件買収会社の経営に引き続き眞鍋 日佐志氏が携わるうえでのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である眞鍋 日佐志氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

3． 処分子定先の選定理由等

(1) 処分子定先

眞鍋 日佐志(株式会社Five Line 代表取締役)

(2) 処分子定先を選定した理由

前記「2． 処分の目的及び理由」をご参照ください。

4． 処分要項

処分する株式の種類及び数	普通株式109,400株
処分価額	1株につき1,828円
資金調達の額	199,983,200円
処分方法	第三者割当の方法によります。
処分子定先	氏名 眞鍋 日佐志 住所 大阪府大阪市西区 職業 株式会社Five Line (大阪府大阪市中央区南船場4-12-8) 代表取締役
申込期日	2023年7月4日
払込期日	2023年7月4日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

・資金の借入(予定)

1．資金の借入の理由

Five Line社の株式取得のため、資金を調達するものであります。

2．借入の概要

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額	340百万円
借入実行日	2023年6月
借入期間	5年
担保	無担保・無保証
備考	財務制限条項が付されております。

(訂正後)

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(2023年6月26日)以降、本訂正届出書提出日(2023年6月26日)現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	2023年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月23日

ポート株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 桐 山 武 志

指定社員
業務執行社員

公認会計士 池 田 宏 章

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月16日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社INEの発行済株式の49.09%を取得する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INEに係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれん3,399百万円が計上されている。これにはエネルギー領域においてユーザーと新電力のマッチング事業等を展開する株式会社INEに係るのれん1,490百万円が含まれている。</p> <p>のれんを配分した資金生成単位については、減損テストを、毎年、及び当該単位が減損している可能性を示す兆候がある場合にはいつでも、当該単位の帳簿価額と回収可能価額とを比較することにより行わなければならないとされている。会社は、回収可能価額の前提となる将来キャッシュ・フロー及び割引率等について一定の仮定を設定しているが、これらの仮定は経営者の判断を伴うものであり、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるものである。</p> <p>当連結会計年度においては、ウクライナ情勢等に起因する資源価格高騰等による電力卸市場価格上昇の影響で、電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあり、株式会社INEが獲得する電力取次単価も下落傾向にあった。そして、外部環境の改善時期見通しについては保守的に見通す必要がある状況にあり、会社の設定した一定の仮定を特に慎重に検討する必要があった。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社INEに係るのれんの評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社INEに係るのれんの評価が適切かどうかを検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損を含む連結決算プロセスに関して会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・のれんを配分した資金生成単位の範囲及び帳簿価額の妥当性を検証した。 ・将来キャッシュ・フローについては、経営者によって作成され、承認された事業計画との整合性を検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の合理性については、外部の経営環境の変化、特に電力業界の動向を適切に考慮しているかを経営者等への質問により確かめた。 ・事業計画における重要な構成要素である取次単価と取次件数については、主要な顧客につき、契約書との照合や過去実績との整合性の検討により、その合理性を検証した。 ・会社が利用した外部専門家の能力及び独立性を評価した上で、当監査法人内の評価専門家にレビューを依頼して評価手法や割引率を含む算定プロセスの合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポート株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ポート株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月23日

ポート株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 桐 山 武 志

指定社員
業務執行社員

公認会計士 池 田 宏 章

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポート株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月16日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社INEの発行済株式の49.09%を取得する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INEに係る株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において関係会社株式4,577百万円が計上されている。これにはエネルギー領域においてユーザーと新電力のマッチング事業等を展開する株式会社INEに係る関係会社株式2,066百万円が含まれている。</p> <p>株式会社INEの株式の評価において、会社は同社の超過収益力を加味しており、超過収益力の算定に当たり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定している。これらの仮定は経営者の判断を伴うものであり、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるものである。</p> <p>当事業年度においては、ウクライナ情勢等に起因する資源価格高騰等による電力卸市場価格上昇の影響で、電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあり、株式会社INEが獲得する電力取次単価も下落傾向にあった。そして、外部環境の改善時期見通しについては保守的に見通す必要がある状況にあり、会社の設定した一定の仮定を特に慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社INEに係る株式の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社INEの株式の評価に関する判断が適切に財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、有価証券の評価プロセスに関して同社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>また、当該子会社株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上の「のれん」として計上される。当監査法人は、主に、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの評価」に記載の監査上の対応を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。